



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年8月25日金曜日 第1789号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可.....	725
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	725
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(3件).....	727
大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	728
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	729
町営土地改良事業の施行の同意.....	729
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	729
開発行為に関する工事の完了.....	729

公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者.....	730
--------------------	-----

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表(3件).....	730
------------------------	-----

選挙管理委員会告示

吉田町土地改良区総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会の指定.....	732
-------------------------------------	-----

任 免 辞 令

多田 英明外.....	732
-------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1230号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予消防等事務組合の規約の変更を許可した。

平成18年8月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更事項

組合長等の選任方法の変更及び一部表現の改正等のため、所要の変更を行う。

2 規約変更年月日

平成18年8月16日

3 規約変更許可年月日

平成18年8月16日

○愛媛県告示第1231号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び砥部町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年8月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社二神組

松山市竹原二丁目1番19号

代表取締役 二神 一誠

2 事業場の名称及び所在地

川登トンネル建設工事作業所

伊予郡砥部町川登 695

3 特定施設に関する事項

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第55号 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント	
特定施設の能力	1時間当たり22.5立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後30日	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断続	
特定施設の1日当たりの使用時間	2時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2 最大 2	

4 汚水等の処理施設に関する事項

沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後15日
使用開始の予定年月日	完成の翌日

処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	自然沈降		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦 1.0メートル 横 1.0メートル 高さ 1.0メートル		
処理施設の能力	1時間当たり1立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 2 最大 2	通常 2 最大 2	

備考 汚水は、特定施設で再利用する。

(参考)濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後15日
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	物理処理及び化学処理
処理施設の型式	キレート処理、凝集沈澱及び水素イオン濃度調整
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 15.8メートル 横 16.3メートル 高さ 5.4メートル
処理施設の能力	1時間当たり30立方メートル処理

汚水等の処理の方式	キレート処理、凝集沈澱及び水素イオン濃度調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 69 最大 133	通常 69 最大 133	

備考 当該施設は、特定施設から発生する汚水以外の濁水の処理を行う。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量(単位立方メートル)	通常 9.5 最大 73.5	

○愛媛県告示第1232号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
パルティ・フジ古川	松山市古川北三丁目19番14号	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、平岡愛子	株式会社フジ	平成17年12月31日	平成18年8月10日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
ヴェスタ高岡	松山市高岡町432-1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、竹本邦彦	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、豊田結花	平成18年6月30日 平成18年7月13日	平成18年7月13日
		大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年7月24日	
パルティ・フジ北条	松山市北条辻225-3	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ、株式会社メディコ・二十一、松浦紀美恵	株式会社フジ、松浦紀美恵	平成15年11月14日	平成18年7月24日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 東日出男	株式会社メディコ・二十一 代表取締役 土居浩治	平成15年5月15日	
			株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年9月1日	
		大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1233号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工政課並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ヴェスタ松前	伊予郡松前町西古泉 1-1	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成18年 8月10日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1234号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに内子町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ヴェスタ内子	喜多郡内子町甲119-11	大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社フジ 代表取締役 時任紀邦	株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	平成17年 9月1日	平成18年 8月10日
			株式会社フジ 代表取締役 高橋吉昭	株式会社フジ 代表取締役 尾崎英雄	平成18年 7月24日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに内子町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1235号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
マルヨシセンター西条店	西条市喜多川土居部394番地外	夜間における規制基準を上回る地点については騒音低減及び防止対策を徹底すること。	生活環境保持の見地からの意見はなし。

○愛媛県告示第1236号

新居浜市吉岡泉土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・覆藪地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・覆藪地区）計画書の写し
- (2) 新居浜市吉岡泉土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成18年 8月28日から 9月25日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所

代表者 松山市長 中村 時広
松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域

(1) 位置

松山市饒甲 220番2から同甲 964番までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点と2点を結ぶ平成13年2月28日付け愛媛県指令港第44号の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との接する線（C・D・L・+3.55メートルより決定）、2点から17点までを順次直線で結んだ線並びに17点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（松山市饒甲 213番地先の堤内の金属鉄）は、北緯33度59分09秒、東経132度36分22秒の地点

- 1点は、基点から真北21度07分36秒 92.28メートルの地点
- 2点は、1点から真北 290度38分34秒 9.29メートルの地点
- 3点は、2点から真北20度38分34秒 5.80メートルの地点
- 4点は、3点から真北 110度38分34秒 0.53メートルの地点
- 5点は、4点から真北20度38分34秒 30.90メートルの地点
- 6点は、5点から真北 110度38分34秒 0.05メートルの地点
- 7点は、6点から真北20度38分34秒 0.50メートルの地点
- 8点は、7点から真北 110度38分34秒 0.22メートルの地点
- 9点は、8点から真北20度38分34秒 4.00メートルの地点
- 10点は、9点から真北 290度38分34秒 0.22メートルの地点
- 11点は、10点から真北20度38分34秒 20.90メートルの地点
- 12点は、11点から真北 290度38分34秒 0.58メートルの地点
- 13点は、12点から真北20度38分34秒 7.20メートルの地点
- 14点は、13点から真北 110度38分34秒 0.80メートルの地点
- 15点は、14点から真北20度38分34秒 4.00メートルの地点
- 16点は、15点から真北 290度38分34秒 0.80メートルの地点
- 17点は、16点から真北20度38分34秒 2.34メートルの地点

(3) 面積

859.39平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年10月27日 愛媛県指令15港第24号

4 しゅん功認可年月日

平成18年 8月25日

○愛媛県告示第1237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、愛南町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・椋床2地区）の施行に平成18年8月11日同意した。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1238号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市
松山市二番町四丁目7番地2

○愛媛県告示第1239号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第23号 平成18年 8月11日	東温市見奈良字廣見428番3	松山市南江戸五丁目2番23号 三村 栄 一

18松局建（開）第24号 平成18年 8月11日	東温市南方字町裏595番 5、595番18、596番 4、596番 5、597番、597番南農道及び597番南水路	東温市則之内甲623番地 3 宮 脇 政 明
18松局建（開）第25号 平成18年 8月14日	伊予市宮下字北谷1980番 3	松山市朝生田町七丁目11番19号 森 脇 貢 好 森 脇 久 美 子
18松局建（開）第26号 平成18年 8月14日	伊予市稲荷字地中甲1369番 1、甲1371番 5 及び甲1372番 1	松山市北梅本町3335番地の 1 奥 村 洋 二

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成18年 8月 3 日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成18年 8月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	2	18	19
20	22	23	24
26	27	31	32
33	38	41	44
58	67		

農業用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
6	8	9	23
30	36	39	44
45	46	49	50
55	56	57	58
69	74	76	82
83	85	87	90
91	93	96	97
98	99	100	108
109	120	121	125
135	137	147	167
170	171	174	182

187	189	190	191
192	198	202	204
213	215	217	221

監 査 公 表

○公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 8月25日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
同 玉 井 実 雄
同 竹 田 祥 一
同 白 石 友 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 地 方 局 建 設 部	平成17年 7月29日
松 山 地 方 局 産 業 経 済 部	平成17年 9月 7日
松 山 地 方 局 健 康 福 祉 環 境 部	平成17年 9月 8日
松 山 地 方 局 建 設 部	"
八 幡 浜 地 方 局 建 設 部	平成17年 9月13日
八 幡 浜 地 方 局 大 洲 土 木 事 務 所	"

（監査の結果）

1 母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

（松山地方局健康福祉環境部）

（八幡浜地方局健康福祉環境部）

2 違約金（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

（宇和島地方局建設部）

（松山地方局産業経済部）

（松山地方局建設部）

3 延滞利息（工事請負契約に伴うもの。）については、適切な債権管理が望まれる。

（八幡浜地方局大洲土木事務所）

4 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。

（宇和島地方局建設部）

（松山地方局建設部）

- 5 県営住宅貸付料については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。
(八幡浜地方局建設部)
- 6 港湾施設の占用許可に留意を要するものが認められた。
(八幡浜地方局建設部)

(措置の内容)

- 1 松山、八幡浜各地方局健康福祉環境部
 - (1) 松山地方局健康福祉環境部

母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時において、母子自立支援員と連携して、制度の説明と適正な償還計画の指導、貸付決定時における連帯保証人への貸付決定通知を行うほか、償還開始直前には借主に償還が始まる旨を通知するなど適期収入に努めるとともに、納付がなかった者に対しては、督促状の発送、借主若しくは連帯保証人への電話や訪問による督促を行うなど償還指導に努めた。

しかしながら、借主の疾病等により、生活に困窮し償還できない者が多く、平成17年度末時点の償還未済額は 5,570,435円となった。

なお、前年度からの滞納繰越額 5,274,784円に対し、償還額 365,166円(償還率 6.9%)となっており、滞納者21名中 2名が完済、8名から一部納入を得ることができた。

この貸付金償還金は、本特別会計における貸付金の財源であることから、今後とも、借主の生活状況に応じた適切な償還指導により滞納繰越分の整理など収入の確保に努めたい。
 - (2) 八幡浜地方局健康福祉環境部

母子寡婦福祉資金特別会計における母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、資金の貸付申請時に制度の十分な説明と適正な償還計画の指導を行うとともに、償還が開始される時には、期限内納付をするよう改めて通知するほか、償還が滞った場合には、

 - ① 借主に対しては、償還の督促を行うかわら、遅延理由を十分に聴取し、必要に応じ、借主が現実的に返済可能となる償還計画の見直しを行い、金額の多寡にかかわらず償還の実績をあげるよう指導する。
 - ② 連帯保証人に対しては、当面の措置として、借主に対する返済の働きかけをさせるとともに、可能な範囲での支援を要請する。

などの措置を講じ、適期収入に努めた。

その結果、現年度償還金については、ほぼ前年度並みの92.2%の償還率であったが、前年度からの滞納分については、4,668,098円の調定額に対し、428,513円の償還、償還率 9.2%(対前年 + 0.6ポイント)となり、滞納者25名中 5名が償還済みとなったほか、10名からは一部納入を得ることができた。

しかしながら、近年の景気の低迷による就職困難や疾病等により生活に困窮した者、多重債務となった者など償還困難者が多く、償還未済額は 5,537,347円となった。今後は更に借主、連帯保証人に対し、償還指導を強化していきたい。

この貸付金償還金が、新規貸付申込者の財源となることを十分に自覚し、今後とも借主の生活状況に応じた適切な償還指導により収入の確保に努めたい。
- 2 宇和島地方局建設部、松山地方局産業経済部、松山地方局建設部
 - (1) 宇和島地方局建設部

平成12年度に発生した違約金については、平成14年4月27日に債務者に対し納入督促を行い、時効中断の措置を講じた。

しかしながら、当該債務者に係る財産は皆無の状況であることから、今後は、債権回収の可能性を探るとともに、不納欠損処分の可否についても検討したい。
 - (2) 松山地方局産業経済部

A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年2月25日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。現在、破産者の資産の所有権をめぐる債権者と管財人

の間で、係争中(平成18年6月6日現在までに口頭弁論等を24回行っている。)であるので、結審を待って債権回収に努めたい。

- (3) 松山地方局建設部

A社の違約金については、平成15年2月7日、同社が破産宣告を受けたため、平成15年3月5日に「債権届出書」を松山地方裁判所に提出した。現在、破産者の資産の所有権をめぐる債権者と管財人

の間で、係争中であり、平成18年6月6日現在、口頭弁論が24回行われているが、結審には至っていない。

本年4月、松山地方裁判所が和解勧告案を提示したが、双方が拒否しているため、結審の見通しはついていない。結審を待って債権回収に努めたい。
- 3 八幡浜地方局大洲土木事務所

債務者が転居し行方不明のため、現在行方を調査中である。所在を確認次第、督促等を行うこととしたい。
- 4 宇和島、松山各地方局建設部
 - (1) 宇和島地方局建設部

平成16年度末時点における県営住宅貸付料滞納分(10名、879,900円)については、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、訪問指導等を行い未収金の徴収に努めた結果、平成17年度において10名 797,300円の納付があった。

今後とも住宅貸付料の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については収入の確保に努めたい。
 - (2) 松山地方局建設部

平成16年度末時点における県営住宅貸付料滞納分(459名、623,527,720円)については、愛媛県県営住宅家賃滞納整理要領に基づき、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、戸別訪問等を行う等、積極的に納付指導を行うとともに、特に悪質滞納者に対しては、22名に対し明渡請求を行い滞納の解消に努めた結果、平成17年度中に 250名17,300,340円の納付があった。

また退去者のうち、行方不明者で、保証人も死亡等により不存在となり時効が完成した27名(3,722,700円)については、不納欠損処分を行った。

今後とも住宅貸付料の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入の確保に努めたい。
- 5 八幡浜地方局建設部

平成16年度末時点における県営住宅貸付料滞納分(4名、1,569,933円)については、滞納者及び保証人に対し、督促状の送付、呼出し、戸別訪問等を行い、未収金の徴収に努めた結果、平成17年度において1名 237,200円の納付があった。

今後とも住宅貸付料の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分についても収入の確保に努めたい。
- 6 八幡浜地方局建設部

三崎港において昭和45年に旧三崎町が建設した建物は、「旅客待合室及び港務所等管理事務所」として県が町へ占用を許可していた。しかし、当該建物が三崎港フェリー乗り場前の国道197号拡幅工事の支障物件となったため、平成15年度に調査を行ったところ、平成元年8月1日付けで町が県に無断で建物を三崎町商工会へ売却していた事実が判明した。

さらに、この所有権移転の時期には、建物は、既に「旅客待合室及び港務所等管理事務所」ではなく、商工会事務所として目的外使用されていたとみられることから、地方局では、こうした不法占用状態の解消を図るため、平成17年6月以降、許可を与えている伊方町(旧三崎町)に対し、話し合いによって三崎町商工会を円満に退去させるよう求めてきたが、町と商工会の話し合いは移転先や費用の補償を巡り難航している。

今後は、道路事業の工程(平成19年度完成予定)の関係もあり、早期に解決を図るよう働きかけを強めたい。

また、こういった事態が発生しないよう、今後は、定期、随時のパ

ー トロールにより不法占用状態の早期発見に努め、早期指導を徹底したい。

○公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 8月25日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

Table with 2 columns: 監査対象機関, 監査年月日. Row 1: 医療技術大学 (医療技術短期大学を含む。), 平成18年 5月24日

(監査の結果)

授業料については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に一層努められたい。

Table with 4 columns: 区分, 収入未済額(円) (現年分, 滞納繰越分, 計), 備考. Rows for 17年度, 16年度, 差引増減.

(措置の内容)

予備監査時点での収入未済額のうち平成17年度現年分については、本人への面談及び電話等での催告により、平成18年3月20日に全額納入済となっている。

滞納繰越分（平成14年度：1件 120,900円、平成15年度：2件 284,400円）については、電話及び文書による催告を本人及び保証人に対し行っているが納入に至っていないことから、今後とも引き続き催告を行っていきたい。

○公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、愛媛県知事から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 8月25日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 玉井 実 雄
同 竹田 祥 一
同 白石 友 一

Table with 2 columns: 監査対象団体, 監査年月日. Row 1: 大洲商工会議所, 平成17年10月4日

(監査の結果)

平成16年度小規模事業指導費補助金について、扶養親族数の誤りによる補助対象経費（職員1名の扶養手当等）の算定誤りにより、補助金73,150円が過大に交付されていた。（大洲商工会議所）

(措置の内容)

過払いとなった補助金73,150円については、相当分の補助金額を減額、確定した上で、大洲商工会議所から平成17年11月7日に返還され、同会議所に対し、同様の誤りを繰り返さないよう口頭で指導を行った。

また、平成18年度に実施する商工会等指導監査において、手当認定手続きを重点監査項目とし、再発防止を図ることとしている。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第27号

平成18年10月29日任期満了に伴う吉田町土地改良区総代選挙について、その事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

平成18年 8月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

宇和島市選挙管理委員会

任免辞令

○任免辞令

7月31日

愛媛県技術吏員 多田 英明

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない（愛媛県職員退職手当条例第14条）

8月1日

村上 慶裕

愛媛県技術吏員に任命する

行政職6級を命ずる

土木課道路都市局建築住宅課長を命ずる

羽田 翔

愛媛県事務吏員に任命する

行政職2級を命ずる

主事を命ずる

総務部新行政推進局市町振興課勤務を命ずる